

神奈川県新型コロナウイルス感染症対応資金要綱改正の概要

1 取扱期間 (16 関係)

経済産業省が、本資金の取扱期間を、下記のとおり延長することによる。

(改正前) 令和2年12月31日までに神奈川県信用保証協会が保証申込受付をし、
令和3年1月31日までに融資実行された分まで



(改正後) 令和3年3月31日までに神奈川県信用保証協会が保証申込受付をし、
令和3年5月31日までに融資実行された分まで

2 適用対象 (附則)

本改正の適用対象は、令和2年12月1日保証承諾分から適用する。

(改正経緯)

改正前の要綱では、前記「1 取扱期間」のとおり、「令和3年1月31日までに融資実行」が条件となっている。

国は延長の方針が決定する前に、期限間際の本制度融資の適切な取扱いを図るため、全国の信用保証協会に対し、令和2年12月1日保証承諾分より、「令和3年1月31日までに融資実行」を保証条件として信用保証書（保証の契約書）に記載を行う旨、指導を行った。

本改正の期限延長にあたり、「令和3年1月31日までに融資実行」を保証条件として付された令和2年12月1日以降に保証承諾を受けた中小企業に不利益が生じないよう、遡及適応する改正を行うもの（国へ確認済み）。